

また、当社は2021年8月13日に公表した「会計監査人の異動に関するお知らせ」のとおり、2021年3月期をもって会計監査人が退任いたします。2022年3月期の財務計算に関する書類に係る監査業務について後任会計監査人候補者を当社の一時的会計監査人に選任すべく必要な手続きを進めておりますが、現時点で一時的会計監査人が決定しておりません。そのため、同様に提出期限の延長承認を受けております2022年3月期第1四半期報告書につきましても延長後の提出期限2021年9月30日（木）までに提出ができない見込みとなりました。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は2021年3月期有価証券報告書について、延長承認を受けております提出期限の2021年9月24日（金）までに提出できない見込みとなりました。同様に提出期限の延長承認を受けております2022年3月期第1四半期報告書につきましても延長後の提出期限2021年9月30日（木）までに提出ができない見込みとなりました。株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という）が定める有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13項aの規定により、金融商品取引法に定める提出期限である2021年9月24日（金）までに当該有価証券報告書を、2021年9月30日（木）までに当該四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、2021年9月22日付で、監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、当社が2021年3月期有価証券報告書を、延長承認を受けた法定提出期限の経過後、休業日を除き8日目の日である2021年10月6日（水）までに提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。当社が2021年10月6日（水）までに当該有価証券報告書を提出できた場合であっても、2022年3月期第1四半期報告書を、同じく延長承認を受けた法定提出期限の経過後、休業日を除き8日目の日である2021年10月12日（火）までに提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は2021年10月6日（水）までに2021年3月期有価証券報告書が提出できるよう、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と進めてまいります。一方で、2021年8月13日付「会計監査人の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、2022年3月期第1四半期報告書の提出に向けて後任会計監査人候補者と準備を進めており、今後同候補者を一時的会計監査人として速やかに選任し、2021年10月12日（火）までに提出できるよう進めてまいります。2021年3月期有価証券報告書および2022年3月期第1四半期報告書の提出日、2021年3月期決算および2022年3月期第1四半期決算発表日につきましては、具体的な目途がつき次第すみやかに公表させていただきます。

以 上